

**【 手術 】****1 2 1 開胸又は開腹術後の出血に対する手術翌日以降等の試験開胸術又は試験開腹術の算定について**

《令和6年4月30日》

**○ 取扱い**

- ① 開胸又は開腹術後の出血に対する手術当日のK488 試験開胸術又はK636 試験開腹術の算定は、原則として認められない。
- ② 開胸又は開腹術後の出血に対する手術翌日以降のK488 試験開胸術又はK636 試験開腹術の算定は、原則として認められる。

**○ 取扱いを作成した根拠等**

開胸、開腹術後の出血に、再開胸、再開腹により出血巣（出血部位）に対して縫合、結紮等の止血術が必要となる。

その際の再手術に対する適切な保険点数の設定はされていない。本手術に対する算定は、術後合併症であることや他科との整合性を考慮し、その手技内容からK488 試験開胸術又はK636 試験開腹術の算定が妥当と考える。

また、厚生労働省通知<sup>\*</sup>に「手術料（輸血料を除く。）は、特別の理由がある場合を除き、入院中の患者及び入院中の患者以外の患者にかかわらず、同種の手術が同一日に2回以上実施される場合には、主たる手術の所定点数のみにより算定する。」と示されている。

以上のことから、開胸又は開腹術後の出血に対する手術翌日以降のK488 試験開胸術又はK636 試験開腹術の算定は、原則として認められると判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について